

米子地区学生の国内流行地移動に関する申合せ

R3.12.14 医学部感染症タスク・フォース会議承認

R4.5.11 〃 一部改訂

1. 趣旨：

新型コロナウイルス感染症対策に伴う国内感染流行地への移動に関し、現在の全国的な感染状況を考慮し、米子地区学生（学部生、大学院生）の米子帰着後の対応について申合せを策定するもの。

2. 対応：

●臨床実習等を行う学生について

・感染流行地からの米子帰着後の対応

米子帰着後 7日間は自宅待機とし、健康観察を行う。または米子帰着後翌日に PCR 検査（※1）を受け、陰性であれば登校可能とする。

※1・・・無料検査場を推奨する。陰性証明書を提出すること。

●上記以外の学生について（附属病院への影響がない学生）

・国内感染流行地の定義

鳥取県が指定する「感染警戒地域」に準拠し、警戒レベルIV以上（要検討）の地域を対象とする。

・感染流行地からの米子帰着後の対応

（事後報告書の該当項目※にチェックがない場合）

米子帰着後は健康観察（検温、風症状等）を徹底し、体調が悪い場合は登校を控える。（※・・・発熱・風邪症状、3密状態、複数人数での会食等）

（事後報告書の該当項目にチェックがある場合）

米子帰着後 7日間は自宅待機とし、健康観察を行う。または米子帰着後翌日に PCR 検査（※1）を受けるか、帰着後翌日、翌々日に市販の抗原検査キット（※2）により自身で検査を実施し、陰性であれば登校可能とする。

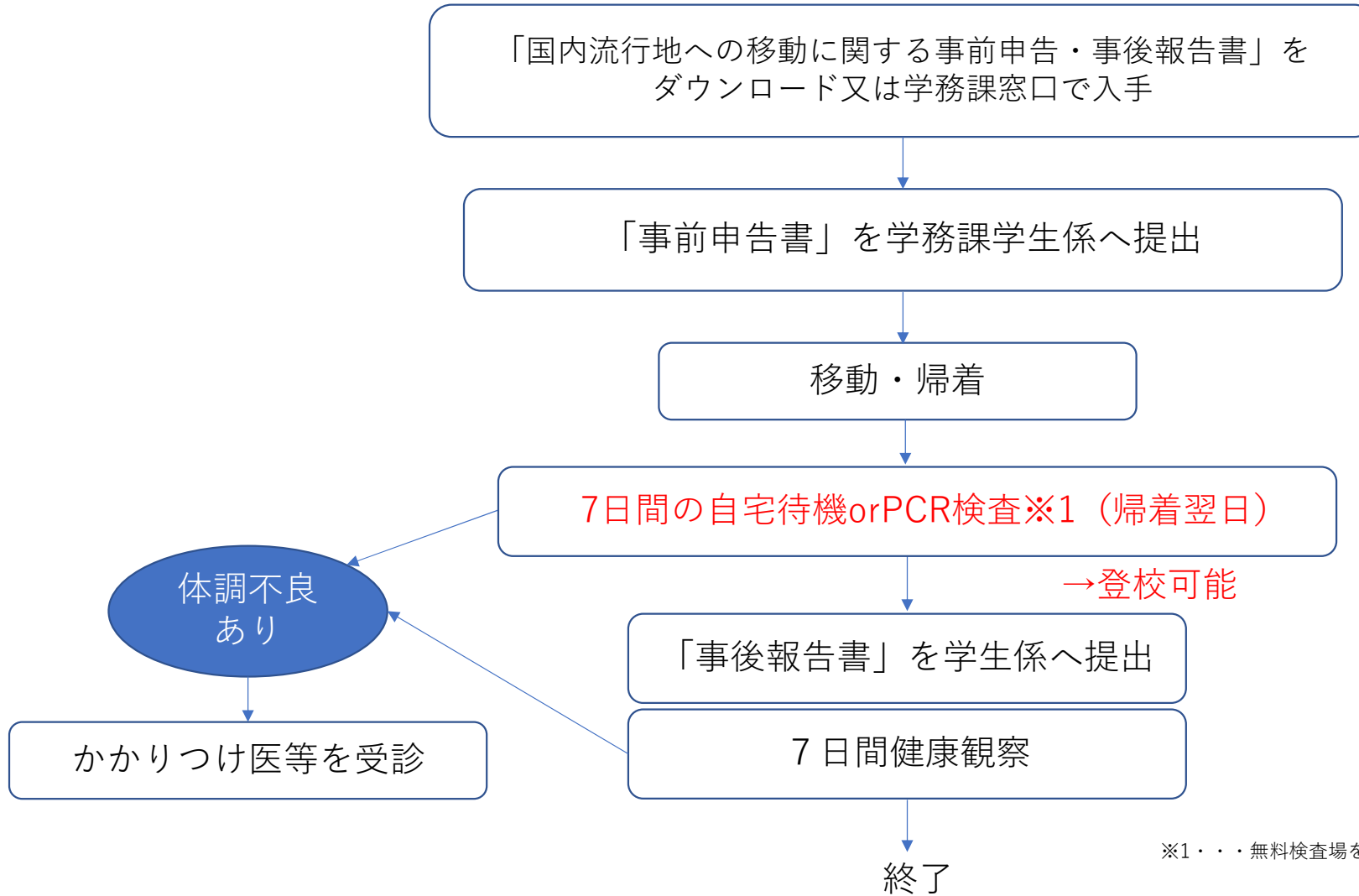
※2・・・原則として、「診断用」検査キットを使用すること。

3. 対応手順について

別添フローチャート参照。

学生の国内流行地への移動に関する手順（臨床実習等を行う学生）

R4.5.11現在



※1・・・無料検査場を推奨する。陰性証明書を提出すること。

